

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第6日目)

平成19年3月13日(火曜日)

午前10時00分開議

- 第14 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 訓子府温泉保養センター設置条例の制定について
- 第17 議案第7号 平成19年度訓子府町一般会計予算について
- 第18 議案第8号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第9号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第20 議案第10号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第11号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第22 議案第12号 平成19年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第28 議案第22号 第5次訓子府町総合計画について
- 第29 議案第25号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第26号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第31 請願第1号 平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書

追加日程

- 意見書案第1号 平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
- 意見書案第2号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書
- 第32 報告第1号 定期監査結果報告について
- 第33 報告第2号 出納検査結果報告について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

総務課長	山田	日出	夫	君
企画財政課長	佐藤	正好	君	
町民課長	山川	栄二	君	
福祉保健課長	佐藤	純一	君	
農林商工課長	山内	啓伸	君	
建設課長	竹村	治実	君	
水道課長	竹村	治実	君	
施設車両課長	小田	藤夫	君	
教育長	小野	茂	君	
管理課長	平塚	晴康	君	
社会教育課長	佐藤	明美	君	
給食センター所長	石森	修	君	
社会教育課業務監	上野	敏夫	君	
教育委員長	白崎	隆誠	君	
監査委員	四十物	義雄	君	
農業委員会事務局長	菅野	宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野	良次	君
議会事務局係長	今田	和則	君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、13名の議員の出席であります。

そのほか、深見町長、三好福祉保健課業務監、田古選挙管理委員長、鳥山農業委員会会長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、
議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

議長（柴田喜八君） 12日に引き続き、予算の質疑を継続いたします。

10款教育費、5項社会教育費237ページから14款予備費及び各調書、275ページまでの質疑を許します。

最初に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

（一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略）

（議案第7号の歳出10款教育費（社会教育費）から14款予備費まで記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで午前11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

（記載省略）

議長（柴田喜八君） 次に、議案第8号の質疑に入ります。国保事業特別会計予算の全部となります。予算書276ページから312ページまでの質疑を許します。

総務文教常任委員会の質疑を許します。

（国民健康保険事業特別会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から行います。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

次に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

（記載省略）

議長（柴田喜八君） 次に、議案第9号の質疑に入ります。老人保健特別会計予算の全部となります。313ページから328ページまでの質疑を許します。

最初に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

(老人保健特別会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

議長(柴田喜八君) 次に、議案第10号の質疑に入ります。介護保険事業特別会計予算の全部となります。329ページから370ページまでの質疑を許します。

最初に、総務文教常任委員会の質疑を許します。

(介護保険事業特別会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

議長(柴田喜八君) 次に、議案第11号の質疑に入ります。下水道事業特別会計予算の全部となります。371ページから399ページまでの質疑を許します。

最初に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

(下水道事業特別会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

議長(柴田喜八君) ここで午後2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、議案第12号の質疑に入ります。水道事業会計予算の全部となります。400ページから417ページまでの質疑を許します。

最初に、総務文教常任委員会の質疑を許します。

(水道事業会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

議長(柴田喜八君) 以上で質疑を全部終了いたしました。

議事日程の変更

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

これより日程の順序を変更し、日程第28、議案第22号、日程第29、議案第25号、日程第30、議案第26号、日程第31、請願第1号、日程第32、報告第1号、日程第33、報告第2号を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第28、議案第22号、日程第29、議案第25号、日程第30、議案第26号、日程第31、請願第1号、日程第32、報告第1号、日程第33、報告第2号を先に審議することに決定いたしました。

議案第22号

議長(柴田喜八君) 日程第28、議案第22号 第5次訓子府町総合計画についてを議題といたします。議案書70ページです。

平成18年12月21日、第4回定例会において、特別委員会に審査を付託した第5次訓子府町総合計画についての件が、委員長より報告書が提出されましたので職員に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書70ページになります。

議案第21号 第5次訓子府町総合計画について

平成18年12月21日 第5次訓子府町総合計画審査特別委員会に付託した「議案第71号 第5次訓子府町総合計画について」の審査の結果について、委員長から次のとおり報告があった。

平成19年3月6日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

記以下であります。

平成19年2月7日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

第5次訓子府町総合計画審査特別委員会

委員長 高橋徳男

第5次訓子府町総合計画審査特別委員会審査報告書

本委員会は、平成18年12月21日に審査を付託された「議案第71号 第5次訓子府町総合計画について」を平成19年2月5日から2月7日までの3日間、これを審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので報告する。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 本案は、全議員による特別委員会の審査でありますので、質疑は省略いたしたいと思えます。

これより議案第22号の採決を行います。

本案を委員長の報告どおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号

議長（柴田喜八君） 日程第29、議案第25号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書の73ページです。

安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） それでは議員提案でありますので、私のほうから提案理由を説明いたします。

議案第25号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案書の73ページをお開きください。

議員提案であります議案第25号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をいたします。

訓子府町議会委員会条例（昭和49年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成19年3月6日提出。

本議案の提出は、所管でもあります、議会運営委員会の所属の委員6名であります。

訓子府町議会議員、安藤義昭、同じく松浦啓博、同じく山本朝英、同じく小坂正利、同じく渡邊易右工門、同じく橋本憲治。

この改正につきましては、説明にもありますように、地方自治法の一部改正及び議員定数を現行の14名から10名に削減したことに伴いまして、今回、委員会条例を改正しようとするものであります。

記以下につきましては、議案書75ページをお開きください。新旧対照表で申し上げたいと思いますけど、75ページをお開きください。

まず、はじめに、第2条「常任委員会の名称、委員定数及びその所管」についてであります。議員定数の削減に伴いまして、同条例第1号で総務文教常任委員会の定数を「7人」から「5人」に改め、「収入役所管に関する事務」を「会計管理者所管に関する事務」に改めるものであります。

同じく、同条第2号で産業建設常任委員会の定数につきましても、議員定数の削減により「7人」から「5人」に改めるものであります。

2つ目として、第4条の2の「議会運営委員会の設置」であります。先ほどと同様に議員定数の削減により、同条第2項中の委員の定数を「6人」から「4人」に改めるものであります。

次に3つ目は、第6条の「資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置」についてであります。これにつきましても議員定数の削減により、同条第2項中の委員の定数を「6人」から「4人」に改めるものであります。

4つ目は、第7条「委員の選任」についてであります。同条の第1項及び第3項にただし書きを加えております。

これにつきまして、現行は委員の指名及び変更については、議長が会議に諮らなければなりませんでしたが、改正案では閉会中においては議長が指名・変更ができるように改めるものであります。

5つ目ですけれども、第12条「委員長、副委員長、議会運営委員会及び特別委員の辞任」につきましても、同条第2項にただし書きを加えております。

この場合も、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければなりませんでしたが、改正案では、閉会中においては議長が許可できるよう改めるものであります。

6つ目の、第27条の「記録」につきましては、同条第1項中の「職員をして」を「職員に」改めるものであります。これは、議会用語の整備を行うために改正するものであります。

続きまして、第2項中「前項」を「前2項」に改めたうえで、同項を第3項とし、第1項の次に新たに1項を加えております。

これは、従来、書面でしか認められなかった会議録を、電磁的記録により会議録を作成できるよう改めるものであります。

附則でございますが、この条例は、平成19年5月1日から施行しようとするものでございます。理由については、今年は議会改選があります。現職議員の任期満了が4月末日のため、改選後の5月1日からとしております。

なお、今回の条例改正につきましては、既に各常任委員会に改正内容を説明させていた

だいている次第でございます。

以上、議案第25号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行いますけれども、ご質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号

議長（柴田喜八君） 日程第30、議案第26号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。76ページです。

安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） それでは、私のほうから議案第26号について、提案理由を説明いたします。

議案第26号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定であります。

議案書の76ページをお開きください。

議員提案であります議案第26号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定しようとするものであります。

平成19年3月6日提出。

本議案の提出者は、所管でもあります、議会運営委員会所属の委員6名であります。

訓子府町議会議員、安藤義昭、同じく松浦啓博、同じく山本朝英、同じく小坂正利、同じく渡邊易右工門、同じく橋本憲治。

この改正につきましては、説明にもありますように、地方自治法の一部改正に伴い、今回、会議規則を改正しようとするものであります。

それでは、記以下についてご説明をいたします。記以下につきましては、議案書の78ページの新旧対照表によって行います。申し上げたいと思いますけれども、78ページをお開きください。

まず、はじめに、第14条の「議案の提出」につきましてでありますけれども、同条第2項の次に新たに1項を加えております。これは、委員会でも議案提出ができるよう、手続き規定を設けようとするものであります。

2つ目として、第28条の「議場の出入口閉鎖」についてであります。これは議会用語の整備を行うための改正であります。「職員をして」を「職員に」に改めるものであります。

3つ目、第29条の第1項・第2項も第28条と同様に、議会用語の整備を行うため改正でございますけども、「職員をして」を「職員」に改めるものであります。

4つ目の、第34条の「選挙に関する疑義」につきましては、「議会」を「会議」の改めるものであります。

5つ目の、第38条「議案等の朗読」につきましても、先ほどの第28条と第29条と同様に、議会用語の整備を行うための改正で、「職員をして」を「職員に」に改めるものであります。

6つ目の第73条「所管事務等の調査」につきましては、地方自治法の改正による議会運営委員会の調査事項の条文が繰り下がったため、同条の第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改めるものであります。

7つ目の、第117条「会議録の記載事項」につきましては、同条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改めるものであります。これは、先ほどの委員会条例の改正でも触れましたが、電磁的記録による会議録の作成が可能になったことにより、「記載」以外に「記録」も対象とし改正するものであります。

8つ目の第118条「会議録署名議員」につきましても、電磁的記録による会議録の作成が可能になったことにより、電磁的記録により作成されている場合の署名に代わる措置を含めて条文を改正するものであります。

附則でございますが、この規則は、平成19年5月1日から施行するものであります。理由といたしましては、本年は議会改選があり、現職議員の任期満了が4月末日のため、改選後の5月1日からとしております。

なお、今回の規則改正につきましては、既に各常任委員会に改正内容を説明させていただいている次第でございます。

以上、議案第26号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第1号

議長（柴田喜八君） 日程第31、請願第1号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。79ページです。

渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の方から請願書を朗読させていただきます。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願書。

紹介議員、渡邊守彦。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

次のページをお開きください。

（以下、請願書朗読、記載省略）

よろしく願います。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されました。

ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

ここで、先ほど説明いたしました議案第12号、平成19年度水道会計予算の中で、管網図についての質問がありました。この答弁を保留しておりましたので、水道課長から説明をさせます。

水道課長。

水道課長（竹村治実君） 高橋議員から管網図関係のご質問がございました。

大谷水源地から大谷浄水場までの導水管の埋設の位置でございますが、現地には標識等の設置はしてございませんが、平成9年に調査を行っております。図面からの復元については可能だと思いますので、そのようなことをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

追加日程の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま高橋徳男君外6名から、意見書案第1号 平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書の件が、渡邊守彦君外5名から、意見書案第2号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見書案1号

議長（柴田喜八君） 意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第1号についてご説明いたします。

意見書案第1号

平成19年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年3月13日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。

この意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第1号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月13日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
外務大臣様
経済産業大臣様
農林水産大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ありませんね。
討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第1号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第2号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第2号について
ご説明いたします。

意見書案第2号

療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年3月13日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦
議員 山本朝英
議員 田中與士信
議員 安藤義昭

議員 松浦啓博
議員 大坪勝廣

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月13日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。
議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。質疑ございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第2号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号

議長(柴田喜八君) 日程第32、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の82ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成19年3月6日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

記、別紙。次のページの83ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年2月2日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

平成18年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成18年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成18年度定期監査結果報告書、別紙であります。85ページをお開きいただきたいと思ひます。

3. 監査結果という項目がございます。そこで報告のみを朗読させていただき、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきます。85ページ。

3. 監査結果。

平成18年11月に実施した建設工事等の現地調査及び平成18年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況、補助事業実施状況、学校管理事務状況等について監査を実施した結果、適正な行財政運営がなされていることを認める。

なお、次の事項について対応を望みたいということであります。

町税・使用料等の未収額の解消については、担当職員の徴収の成果は認められるところであるが、さらなる収入向上のため関係各課との連携を密にとり、効率の良い徴収方法により、一層の徴収努力をお願いするものである。

なお、滞納繰越の解消については、負担の公平を図る上から、時効が完成する前に時効中断を図り、不納欠損措置を延ばすべきであり、特に町内在住者については留意が必要である。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。ご質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

以上で、本報告を終わります。

報告第2号

議長（柴田喜八君） 日程33、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは議案書の95ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成19年3月6日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年1月16日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成19年1月16日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

96、97ページの表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、98ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年2月9日町長等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成19年2月9日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

なお、99、100ページの表については、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。ご質問ありますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって質疑を終了します。

以上で、本報告を終わります。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日は休会です。15日、午前10時からとなります。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分